

感染症法に基づく「医療措置協定」について



令和5年7月

山梨県 感染症対策センター 感染症対策企画グループ

◆ 新型コロナへの対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症の発生及びまん延防止に備えるため、改正感染症法が令和4年12月9日に公布され、順次施行されることになりました。

◆ 改正感染症法により、都道府県は予防計画の記載事項の充実を図るとともに、新たな感染症に備えるため、都道府県と医療機関(訪問看護事業所を含む)がその機能・役割に応じて対応いただく協定(医療措置協定)を締結する仕組みが法定化されました。
(令和6年4月1日から施行)

◆ 協定締結の背景（コロナ対応の課題）

- 新型コロナ発生時、感染症病床を有する感染症指定医療機関だけでは、入院患者へ対応できず、一般医療機関が通常医療を制限しながら病床を確保する必要が生じた。
- 多数の感染症患者の受入を想定した入院調整、救急搬送、院内ゾーニングなどの具体的な訓練は行われていなかったため、受入体制の構築に時間を要した。
- 感染拡大初期のコロナの特性が明らかでない時期から対応する医療機関と、ウイルスの特性が明らかになってきた後に対応する医療機関との役割が平時から明確ではなく、医療機関間の役割分担の調整が困難な地域も見られた。
- 増大する入院患者の対応に医療人材(特に看護師)を外部の医療機関から確保することが必要な場合があったが、都道府県を越えた医療人材の派遣スキームがなく、災害時医療のような広域支援が困難であった。

1-2. 医療措置協定の締結について

◆ 感染症法の改正概要

コロナ対応の課題を踏まえ、都道府県は、平時に[※]新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症対応に係る医療措置協定(病床確保や発熱外来等の項目)を締結することとなりました。

※ 新興感染症・・・感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とする。

対応する医療機関の名称

□ 協定を締結した医療機関は、感染症法に基づき次のとおり指定されます。

第一種協定指定医療機関:病床を確保する医療機関

第二種協定指定医療機関:発熱外来・自宅療養者等への医療提供を行う医療機関

対応する時期

□ 医療措置協定においては、各医療機関の機能や役割に応じて、新興感染症への対応時期について、**流行初期**と**流行初期以降**に時期を分けて協定を締結します。

流行初期:感染症法に基づく、厚生労働大臣による新型インフルエンザ等感染症等に係る**発生の公表**(新興感染症に位置づける旨の公表)から3ヶ月程度までの期間

流行初期以降:流行初期後3ヶ月程度(発生の公表後6ヶ月程度)を目途に、順次速やかに全ての協定締結医療機関での対応を目指す期間

◆医療措置協定の前提条件

<国の想定>

新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に医療提供体制の確保を目指す

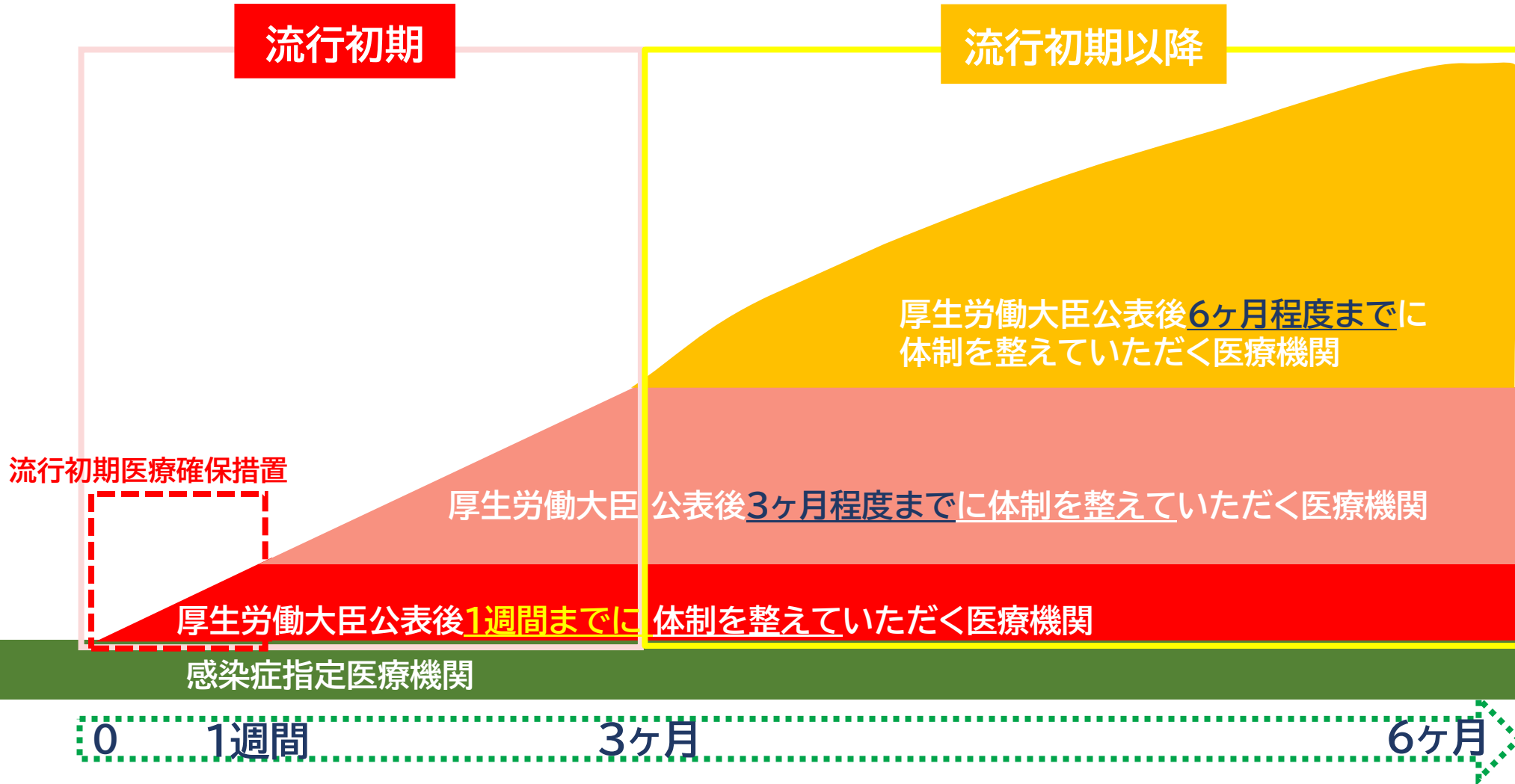
	流行初期 (感染初期)	流行初期以降 (一定期間経過後)
	国の公表から <u>3ヶ月程度まで</u>	国の公表から <u>6ヶ月程度まで</u>
入院 第一種協定指定医療機関	新型コロナ発生 約1年後の 令和2年冬 の入院患者の規模	新型コロナ対応の最大値の体制 令和4年12月頃
外来 第二種協定指定医療機関	新型コロナ発生 約1年後の 令和2年冬 の外来患者の規模	新型コロナ対応の最大値の体制 令和4年12月頃

想定

ただし、事前の想定と大きく異なる事態となった場合は、協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行う。

1-4. 医療措置協定の締結について

◆ 流行初期と流行初期以降の考え方



◆ 感染症法の条文抜粋

(医療機関の協定の締結等)

第36条の3 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ的確に講ずるため、**当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは**、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下「**医療措置協定**」という。)を締結するものとする。

①病床確保、②発熱外来、③自宅療養者等への医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣

- 一 前条第1項各号に掲げる事項のうち新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において当該医療機関が講ずべきもの
- 二 第53条の16第1項に規定する個人防護具の備蓄の実施について定める場合にあっては、その内容
- 三 前2号の措置に要する費用の負担の方法
- 四 医療措置協定の有効期間
- 五 医療措置協定に違反した場合の措置
- 六 その他医療措置協定の実施に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの

2 前項の規定による**協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならない**

3 都道府県知事は、医療機関の管理者と医療措置協定を締結することについて第1項の規定による協議が調わないときは、医療法第72条第1項に規定する都道府県医療審議会の意見を聴くことができる。

4 都道府県知事及び医療機関の管理者は、前項の規定による都道府県医療審議会の意見を尊重しなければならない。

5 都道府県知事は、医療措置協定を締結したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療措置協定の内容を公表するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、医療措置協定の締結に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

◆ 医療措置にかかる費用負担等

厚生労働省において検討中の支援策

- ① 協定締結医療機関の設置に要する費用補助(設備整備費)
- ② 個人防護具の備蓄にかかる保管施設整備費用補助
- ③ 新型コロナ対応時の病床確保料のような補助等

⇒ 決まり次第、**速やかに情報提供**いたします。